# 第3回都市政策部会における意見の対応整理表

#### ○都市づくりのツールに係る意見

項目	意見要旨	対 応 方 針
	都市づくりのツールについて、各ツールを使用する主体がよくわからない。どこまで県が関与するのか。	ご指摘のとおり、各ツールについて、ツールを使用する主体を追記します。
	誰が決定権者なのか、それを一つずつ書いていけばよいのではないか。	
	「復興マニュアル」を制度に分類するとおか しいが、事前復興計画の下で作る復興マニュア ルということであれば問題ないと思うので、言	くり)」の取組として策定されたもので、復興都市づくりの基本的な考え方を示しているた
都市づくりのツール	葉を精査していただきたい。	また、当該マニュアルは広島県地域防災計画に基づく本県独自のものであるため、名称 を 「広島県災害復興マニュアル」とします。

項目	意 見 要 旨	対 応 方 針
	景観計画の説明文について、「耕作放棄対策」	ご指摘のとおり、「耕作放棄地」への対応であり、「耕作放棄対策」を「耕作放棄地対策」
	なのか「耕作放棄地対策」なのか。	に修正します。
都市づくりの		<対応案>
ツール		資料4のスライド36 VI-1 景観計画
		「・棚田の保全や <u>耕作放棄地対策</u> など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツール
		も整備」に修正します。
	都市づくりのツールの体系について,様々な	ご指摘のとおり、それぞれの矢印の意味合いが伝わるように、矢印の使用方法について
	意味合いで矢印が使われているので,それぞれ	再考し、表記を修正します。
	の意味合いが伝わるように修正いただきたい。	
都市づくりの		
ツールの体系	都市計画区域外でも準都市計画によって土	ご指摘のとおり、都市計画区域外においても、準都市計画区域の指定によって土地利用
	地利用規制ができることを加えていただきた	規制できることが分かるよう、ツールの体系図を修正します。
	l Vo	

#### 〇都市計画制度運用方針に係る全般的な意見

項目	意見要旨	対 応 方 針
	<b>都市の将来像について</b> , どのくらいのスパン	ご指摘とおり、人口減少社会を迎えた中、長期的な視野に立った都市づくりが必要であ
	でどこを見据えてやっているのか分からない	ることから、本運用方針では、概ね20年後を見据えた都市づくりの方針を示すものとし、
	ので、そこを表現してもらいたい。	素案として取りまとめる際に目標年次を明記することとします。_
	<u>目標年次はぶれないよう設定すべき。</u> 20 年	
	先を想定して議論するのと,5年先の議論をす	
	るのとでは違うと思う。	
	現在ある制度については整理されているが、	
	今の制度でできないことを「新たに求める制	
	度」として頭出しし、議論の中で必要性・効果	市計画行政において新たに必要となる制度を頭出しし、素案において取りまとめます。 
NET EL 1. 61	<b>を取りまとめてはどうか。</b> 広島県の独自性も出	
運用方針の	<b>5</b> .	
あり方	(detailed fifts ) where I are I are I are I I Are in IA	
	(都市政策を実現するための)財源目途につ	
	いて記載してはどうか。	とめる際に、経年的な公共投資額の推移等からインフラ整備や維持の観点としてもコンパ
		クトにしていく必要性があるという認識を持っていただけるような資料の整理をします。 ************************************
		また、都市政策の実現にあたり、都市基盤施設の整備を計画的に進めるため、事業計画
		は予算計画を踏まえて策定する旨の記載を追加します。
		資料8の99ページ 都市の骨格を形成する都市基盤施設の長期的視点からの整備
		「道路などの交通施設、公園、下水道などの都市施設は、これまでも都市の骨格を形成
		する基盤施設として整備を進めてきたが、人口減少の進展や都市のスポンジ化が顕在化す
		る中、長期的視点から集約型都市構造の実現に向けた計画的な整備を行う。また、計画的
		に整備を進めるため、予算計画を踏まえた整備計画の立案に努める。」

項目	意見要旨	対 応 方 針
運用方針のあり方	住民にわかりやすいものとするため、優しい言葉や事例を加えるなど、最終的に作ってほしい。  都市生活を送る上で企業活動は重要であり、事業継続計画、特に災害時や復興時について、都市計画と一緒に考えていく必要がある。	ご指摘のとおり、素案として取りまとめる際に、市民にもわかりやすいものとなるよう
具体の制度運用	今回の項目でいうとコンパクト+ネットワークと安全・安心がミックスして、お互いに関連した目標の作り方が必要と考える。 <u>5つの将</u>	いては、1つの将来像毎に具体の制度運用を提示しておりますが、他の将来像と相互に関
アイドマン 中が火 建力	来像毎にそれぞれ案が出ているが、相互に関係 するところもあるので、表現を検討してもらい たい。	

項目	意 見 要 旨	対 応 方 針
	土地利用の誘導規制について,都市計画法の	具体の制度運用の「災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限」において、
	中だけでなく,防災の観点から,土砂災害防止	土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域での都市的土地利用の抑制など、 <u>他法令の</u>
	法等の関連する他法令による規制についても	内容を踏まえた土地利用規制の考え方を記述しています。
	記載してはどうか。	
		<対応案>
		資料9の1ページ 災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限
		「次に示すような災害リスクの高い区域は,都市的土地利用を抑制していく。
具体の制度運用		○土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関
具体の制度連用		<u>する法律)</u>
		○災害危険区域(建築基準法)_
		○地すべり防止区域(地すべり等防止法)
		○急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)」
	<u>目指す都市像を踏まえた基本的な考え方を</u>	ご指摘を踏まえ、目指すべき都市像を実現するに当たっての基本方針を説明した上で、
	記載するべきではないか。	具体の制度運用に入るよう説明を工夫します。

## 〇コンパクト+ネットワーク型の都市に係る意見

項目	意 見 要 旨	対応方針
	<b>市街化区域の拡大について</b> , 人口減少の中,	ご指摘のとおり、人口減少が進む中、住居系用途を目的とした市街化区域の拡大は原則
	原則禁止とし,市街化区域を拡大はしないとい	<b>控えるべきと考えております。しかしながら</b> , 現在, 将来人口などを基に将来市街地の規
	うことを強めに記載してもよいのではないか。	模の算定を進めているところですが,算定結果に基づき, <u>将来的に市街地の規模を拡大す</u>
		<u>る必要がある場合は、市街化区域を拡大せざるをえないと考えています。</u>
		また、都市の活力を維持・創出していく上では、 産業誘致による雇用の場の確保は重要
		だと考えており、産業振興に資する開発については、必要に応じて市街化区域に編入する
		<u>ことも重要だと考えています。</u>
	コンパクトシティを考えると、業務集積地の	<u>ご指摘のとおり、「用途地域の変更」について広島市・福山市の中心部におけるゾーニン</u>
	建物は、下層に商店、中層にビジネス層があっ	グの考え方において、立体的な土地利用に関する記載を追加します。
	て、上層に居住区があるというのが一番理想的	
	な形なのではないか。	<対応案>
区域における土		資料8の20ページ 用途地域の変更
地利用に関する	<b>立体的な用途地域について</b> ,地区計画等の活	■広島市・福山市の中心部におけるゾーニングの考え方
方針	用で対応するとしても, <u>強めに記載してもいい</u>	「中四国地方の持続的な発展を牽引する中枢都市として、集約型都市構造への転換を図
	<u>のではないか。</u>	るため、広島駅前や紙屋町・八丁堀及び福山駅前の商業・業務集積地においては、商業
		系用途地域を指定するとともに、地区計画などの活用により、建築物の用途や形態規制、
		インセンティブ付与による高次都市機能の集積を促進する。また、店舗の連続性の確保
		によるにぎわいづくりのため、低層部に商業、中高層部に業務といった立体的な土地利 田まりませる。 になった。
	***************************************	用を促進する。」に修正します。
	業務集積地に集合住宅等を立地することを	広島駅前や紙屋町、八丁堀及び福山駅前の商業・業務集積地については、広島県や中四
	避けたいのか、まちなか居住を推進したいのか、まちなか居住を推進したいのか。	国地方の発展を牽引する役割を担うものとして都市計画などでも厳密に、商業・業務機能の集積を図りないと考えています。
	か、論点が明確になるような表現に変更したほうが良い。	<u>の集積を図りたいと考えています。</u>   一方、中小規模都市の中心市街地などにおいては、人口減少が進展する中、集約型都市
	<u> </u>	一万、中小規模都市の中心市街地などにおいては、人口減少が進展する中、集制型都市   を実現する上では、商業、業務、住居用途が適度に混在したまちなか居住も必要であると
		考えており、そのことがわかる文章に修正します。

項目	意見要旨	対 応 方 針
		<対応案>
		資料8の19ページ 用途地域の変更
		■広島市・福山市の中心部
		「 <u>広島駅前や紙屋町・八丁堀及び福山駅前</u> においては,商業系用途の集積による高密度
		化を図るとともに、用途地域と地区計画等の活用により多様な都市機能が調和した都市
		を形成することが求められている。
		その外縁部においては、商業・業務機能と居住機能が両立した市街地形成を図る必要
		<u>がある。</u> 」に修正します。
	都市の郊外化抑制のための規制強化につい	地方分権一括法等により,都市計画決定の権限について市町への移譲が進んでおり,地
	て,市町主体では地元との関係もあり難しいこ	元住民に最も近い市町が主体的にまちづくりに取り組むことが必要とされています。県と
	とがある。県は、市町の意見を聞くだけでなく、	しては、この運用方針において、市町の意見を踏まえ、まちづくりのあるべき考え方を示
	市町に代わり規制強化を行うなど, 広域行政と	<u>すことで、広域行政の役割を果していきます。</u>
	して思い切った対応を行ってはどうか。	
	<u>50 戸連たんの開発許可については、</u> 実情に	ご指摘のとおり、50 戸連たんというツールについて、必要最低限の判断基準が分かりや
線引き都市計画	応じて必要最低限の運用になるよう、見直しや	すくなるよう、市街化区域からの距離や接道要件、適応エリアなどの見直しに関する表現
区域における土	廃止を含めた検討を行うというときの <u>「必要最</u>	<u>を追記します。</u>
地利用に関する	低限」というのは、どう判断できるのか。	
方針		<対応案>
		資料8の23ページ 市街化調整区域における開発許可制度の適切・柔軟な運用
		「50 戸連たんなどの開発許可は、不良な街区形成につながる事例もあり、また、都市の
		スプロール化を進行させる要因の1つとなっている。今後は,集約型都市構造に向けた
		都市づくりを進める観点から、立地適正化計画における居住誘導区域との整合を踏まえ
		つつ、市町の実情を踏まえつつ、市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう <u>市街</u>
		地からの距離や接道要件、開発許可基準を適用する区域を限定するなどの見直しや廃止
		<u>を含めた検討を行う。</u> 」に修正します。

項目	意見要旨	対 応 方 針
	市街地再開発事業について, 事業が動かない	ご指摘のとおり、時代背景を踏まえて事業スキームを考慮しながら行うことの記載を追
	時代背景を踏まえて (身の丈に合った) 事業ス	<u>加します。</u>
	<u>キームを考慮しながら進めることを記載して</u>	
	<u>はどうか。</u>	<対応案>
良好な市街地整		資料8の65ページ 市街地再開発事業
備の手法の検討		■各市町中心部や地域拠点における市街地再開発事業の考え方
加州の子仏の列東町		「細分化された敷地の統合による密集市街地の改善や点在する低未利用地の有効活用に
		よる中心市街地のにぎわいの創出など、都市機能の再構築を図るための手法として市街
		地再開発事業の可能性を検討する。その際には、事業採算性や保留床の市場性について
		<u>十分な検討を行い、時代背景を踏まえた事業スキームを考慮する。</u> 」に修正します。
	市街地にある老朽化した工業地帯の再生を	既存の工業地帯を再生する手法として、土地区画整理事業を活用した事例は確認できま
	図るような土地区画整理事業はないだろうか。	世んでした。しかしながら、 既存の工業地帯における区画面積や道路幅員等が、現在の産
		業構造に合っておらず、工場の拡張や機器の更新を機に、郊外部の産業団地に移転してい
		る事例が見受けられます。 <u>集約型都市構造を目指す上で、既存市街地の再生・活用を図っ</u>
		ていく手法として有効と考えることから、「土地区画整理事業」の事業を行うことが考えら
良好な市街地整		れる地区に追記します。
備の手法の検討		
が出 6万一行で 6万円戻 6寸		<対応案>
		資料8の61ページ 土地区画整理事業
		「○工業系用途地域が指定され,古くから工業が操業しているものの,工場の閉鎖や転
		出等が進みつつある小規模工場等が集積している市街地で、敷地の再編・拡張や道路等
		<u>の産業基盤の強化・充実に取り組む地区</u> 」を追加します。

項目	意見要旨	対 応 方 針
	コンパクトなまちづくりに向けて都市施設	ご指摘のとおり、都市施設の計画的な廃止や見直しに関する記載を追加します。
	の計画的な整備は当然として, 計画的な廃止や	
コンパクトなま	見直しなども有り得ると思うので、記載が必要	<対応案>
ちづくりを推進	ではないか。	資料8の99ページ 都市の骨格を形成する基盤施設の長期的視点からの整備
する適切な都市		「一方で、社会経済情勢の変化などにより、整備の必要性が低くなった都市施設・事業
施設整備の推進		などについては、適宜、廃止を含めた見直しを行い、選択と集中による効率的な投資に
		<u>よる持続的な都市経営を行う。</u> 」を追加します。

### 〇安全・安心に暮らせる都市に係る意見

項目	意見要旨	対 応 方 針
	既成市街地における対策について、敷地嵩上 げなど住民合意による地区計画を使うことが できるので、加えてもらいたい。	ご指摘のとおり、「災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限」の既成市街地 の防災・減災対策として地区計画の活用を追記します。また、根拠資料に矢口川下流部周 辺地区の地区計画について追加します。
自然災害に強い 土 地 利 用 の 規 制・誘導		<対応案> 資料9の1ページ 災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限 「災害リスクの高い区域については、特に、住居系用途を目的とした開発・建築行為の 制限、地区計画による住民と連携した土地利用の誘導を検討するとともに、土地利用の 特性に配慮しつつ、自然的環境への回帰や緑地としての活用を図るなど、都市的土地利 用の縮退の可能性を検討する。」に修正します。